公　示　送　達　書

白井市公告第　143　号

公　　告

下記の者に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居住、事務所が不明なため、地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。なお、書類は、白井市長が保管しておりますから、該当者は、交付の請求をしてください。

令和８年１１月１１日

千葉県白井市長　笠井　喜久雄

住　　所	氏　　名	備　　考
オーストラリア連邦	青木　大侑	Ｒ７年度　市民税・県民税・森林環境税　第３期及び第４期督促状

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき上記の書類の送達があったものとみなされる。